

豊川市接続ます及び取付管 施工基準

この施工基準については、日本下水道協会規格である「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用硬質塩化ビニル製ます（JSWAS K-7）」に準拠するものであり、本管が塩ビ及びビニール管である一般的な現場条件を対象としている。

これにより難しい場合は、施工前までに下水道管理者（以下、管理者）との協議を行うものとする。

1. 接続ます

（1）設置位置

- 1) 道路幅員 4 m 以上の場合
 - ・ 公道と民地との官民境界線から原則 1 m 以内の民地内に設置する。
- 2) 道路幅員 4 m 未満の場合 ※狭あい道路
 - ・ 建築基準法第42条2項によるみなし道路の場合は、道路後退線（セットバック）から原則 1 m 以内の民地内に設置すること。狭あい道路であってもみなし道路でない場合は、公道と民地との官民境界線から原則 1 m 以内の民地内に設置する。
- 3) その他
 - ・ 道路拡幅計画等がある場合の設置位置は、管理者に指示を仰ぐものとする。
 - ・ 接続ます等設置申請書に記載された設置希望図をもとに、設置位置および隣地境界を申請者と現地確認の上で施工する。

（2）構造及び材質等

- 1) 設置する深さ
 - ・ 敷地の奥行、地盤高、浄化槽への既設流入管高さ等の現地状況を十分考慮し、宅内排水管最低勾配 1.0% 以上を確保できる深さとし、標準深さ 90 cm 以上とする。
- 2) 接続ます本体
 - ・ 下水道用硬質塩化ビニル製ます（JSWAS K-7）、径 ϕ 200mm ゴム輪型、5cm 段差付 90° または 45° 三方向合流/横型を標準とする。
 - ・ 標準タイプの設置が困難な現場条件である場合は、「合流/横型 > 流入受口取付/横型 > ドロップ/縦型」の優先順位で選定をする。
- 3) 立ち上がり管
 - 硬質塩化ビニル管の VU を使用すること。（VP の内径は蓋枠に合わない）
- 4) ます蓋
 - ・ 豊川市デザイン型、径 ϕ 200mm の硬質塩化ビニル製を標準とする。
 - ・ 設置する敷地の使用状況等に合わせ、以下を参考に選定する。
 - イ. 不特定多数の車両が通行する駐車場出入り口やトラック等乗入れ部である場合は、豊川市デザイン型の鋳鉄製防護蓋とする。
 - ロ. ます口径 ϕ 300mm とした場合、豊川市デザイン型の点検孔蓋とする。
 - ハ. 後付の接続ます等設置工事での鋳鉄製防護ふたの設置は自費施工とする。

2. 取付管

(1) 管種及び配置

1) 管種および管径

- ・ 下水道用硬質塩化ビニルの取付管形を使用する。
- ・ 管径はφ100mmを標準とし、φ150mmの使用も可とする。
- ・ 宅地内の汚水量が多く排水設備設計時の管径がφ100mmを超える場合は、本管口径未満のものであれば、管理者の承認を得た上で使用できるものとする。

2) 平面配置

- ・ 布設方向は、本管に対して直角、かつ、直線的に布設する。
- ・ 取付管同士の間隔について、本管径150mmの場合は中心間で70cm、本管径200mm以上の場合は中心間で90cm以上確保することを標準とする。
- ・ マンホール側壁と取付管の間隔は、50cm以上を確保する。

3) こう配及び土被り

- ・ 原則、こう配は10‰以上とする。
- ・ 道路への埋設条件となる土被りについては、路盤下から30cm以上かつ、60cm以上の確保を原則とし、80cm以上を標準とする。
- ・ 管上30cmに管明示テープ（幅10cm）を設置する。

4) 他埋設物との離隔

- ・ 平面的には標準30cm以上を確保するものとする。
- ・ 立面的には標準20cm以上とし、管理者の承認を得て10cm以上とすることができる。

(2) 取付部の構造

1) 本管に接続する場合

- ・ 穿孔部の補強を配慮し、支管を用いるものとし、本管に対して90度を標準とする。
- ・ 穿孔は本管の中心線から上方の範囲を原則とするが、他の埋設物や排水設備側からの流入高等のやむを得ない影響によりその施工が困難な場合に限り、取付管の中心線を本管の中心線から上方の範囲内とすることができる。
- ・ 湧水が相当にあると想定される場合には、メカロック式支管（以下QE支管という）の使用を優先する。

2) マンホールに接続する場合

- ・ マンホール継手を使用すること。
- ・ 削孔は、マンホール本体の残りしろが10cm以上確保できる位置とする。
- ・ インバート底部と取付部との段差は10cm以上の確保を標準とする。
- ・ インバート底部と取付部との段差について、50cm未満の場合は取付流入用のインバートを新たに設け、50cm以上となる場合は内副管を設置するものとする。
- ・ 1号マンホールにおける内副管の設置は1箇所を標準とする。

3) 雨水ボックスカルバート内の本管へ接続する場合

- ・ 別紙標準施工方法を参考とするが、構造が様々であるため管理者に指示を仰ぐものとする。

(3) 曲管部の構造

1) 曲管の配置

- ・原則、立面的に使用するものとし、平面的には使用しないものとする。
- ・使用数は接続ますの流出部を含み2個以内を標準とし、連続では使用しないものとする。

2) 曲管の角度

- ・接続ますの流出口から支管部に向かって、管こう配が緩やかにならないものを使用する。
- ・自在タイプを原則とし、角度が大きくなる側で用いないものとする。
- ・接続ますの流出口には原則、0度自在曲管(0~15°)を使用する。
- ・本管接続部からの立上げ後に使用する曲管は原則、60°以下のものを使用する。

(4) 施工方法

1) 一般的事項

- ・現場施工前までに、道路管理者や警察の許可、他埋設管の情報、コミュニティバス路線やゴミステーション等、施工に必要な連絡調整を行うものとする。
- ・雨天時等の施工は避けるものとする。
- ・既設管の上ののったり、足をかけて施工をしないものとする。

2) 管工事

- ・取付管の接続は、本管への取付け部を清掃し、ホールソーで穴を開け、「バリ」をしっかりと取り除いた後、本管の種類に応じた接着剤を塗布した上で、番線(#10)を用いて2箇所巻き立て、本管に圧着させるものとする。
- ・本管の削孔は原則、ホールソーで行い、削孔片は必ず完了写真に入れて撮影する。
- ・湧水がある場合は、水中ポンプで水替えを行い、本管が乾いた状況で支管を取り付けるものとする。
- ・本管が陶管、セラミック管である場合は、塩ビ管やヒューム管と異なる施工上の配慮が必要となるため、管理者に注意事項等を確認の上で施工をする。

3) 土工事

- ・土留設置については、掘削深1.5m以上を標準とし、現場状況に合わせて適正に設置する。
- ・埋戻しは20cmごとに埋戻しを行い、転圧不足なく行うものとする。
- ・掘削土の状態が悪い場合、雨天時の場合は、RC40で埋戻しを行うものとする。
- ・側溝下、暗渠下施工は、管径程度の穴にて掘削し、管布設後は外周に砂を詰め込み入念に埋戻しを行うものとする。
- ・取付管の保護砂については、敷均し転圧を人力にて行い、管の全周に対して10cm以上の巻き立てを必ず行うものとする。
- ・管下の保護砂を敷き均し転圧をした上で、取付管を布設するものとする。
- ・管上の保護砂は、管に衝撃を加えないように人力転圧で行うものとする。
- ・湧水がかなり出る現場については、砂の使用をやめ、単粒度碎石(6号、7号)を使用して取付管及び本管部の保護を行うものとする。
- ・道路面からの下がりの深さは、計測尺をあてて撮影する。

4) 舗装工事

- ・本復旧は、加熱合材を使用すること。仮復旧についても原則、同様とする。
- ・本復旧は、雨天日を避け、仮復旧での養生期間後に行うものとする。
- ・本復旧幅は、仮復旧範囲に規定の影響幅を加えた範囲とする。
- ・舗装厚については、市道、県道ともに定められた厚さとするが、現況の舗装厚がそれと異なる場合は現況厚とし、判断し難い場合は道路管理者との協議を行うものとする。
- ・乳剤の散布は、むらなく行き、舗装切断面についてもしっかりと行うものとする。ただし、透水性舗装については散布しないものとする。
- ・歩道の場合は、乗り入れ箇所であるか否かを確認し、規定の舗装厚とする。

5) 付帯工事等

- ・舗装切断時に発生する濁水の回収は、吸引機、スポンジ等を使用し回収する。
- ・現場では、材料を地面に直置きせず、敷物の上等に置き管理する。
- ・外側線等の復旧について、明らかに剥げて消えているような場合は、復旧の有無について協議を行うものとする。

6) その他

- ・取付管と雨水浸透施設との交差について、掘削時に有孔管周りの浸透施設を壊して布設しなければならない場合は、「雨水浸透施設復旧について」を参考に復旧を行うものとする。

【施工方法/施工標準図/施工例等】

- ①接続ますの構造及び選定について
- ②豊川市デザイン型ます蓋φ200（塩ビ製蓋及び鋳鉄製防護蓋）
- ③接続ます設置標準図
- ④取付管布設標準図
- ⑤流入受口取付/横型 接続ますの施工例
- ⑥ドロップ/縦型 接続ますの施工例
- ⑦マンホールへ接続する取付管の施工例
- ⑧雨水ボックスカルバート内本管へ接続する取付管の施工例
- ⑨雨水浸透施設復旧について